



能登半島地震における支援活動 ～石川県栄養士会 活動報告～

宮川なつみ¹、田中弘美^{1,2}、濱口優子^{1,3}、畑山千春¹、徳丸季聡^{1,4}、北出宏予^{1,5}

- 1 公益社団法人石川県栄養士会
- 2 北陸学院大学
- 3 石川県立中央病院
- 4 金沢大学附属病院
- 5 宝達志水町立志雄小学校

この発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はありません。

目的・方法

目的 令和6年能登半島地震における石川県との「災害時の医療救護等に関する協定書」(平成29年6月30日締結)に基づいた食支援活動の総括を報告する

対象期間 令和6年1月1日～3月31日

総括テーマ

- ① 事務局体制
- ② 1.5次避難所(一時待機ステーション)での食支援
- ③ 食物アレルギー対応
- ④ 能登北部の食支援

地震発生から栄養支援開始まで

令和6年1月1日

16:06 能登半島地震発生

1月2日

- ・ 石川県健康推進課、厚労省健康課栄養指導室、JDA-DAT先発隊、石川県栄養士会が協議
- ・ (公社)日本栄養士会 災害対策本部 設置
- ・ (公社)石川県栄養士会 災害対策本部 設置

1月3日

- ・ 石川県栄養士会事務局内(金沢市)、認定栄養CS チームKYE栄養相談室内(七尾市)に特殊栄養食品ステーション(要配慮者向け食品の供給を行う拠点)を設置



事務局体制

災害対策本部(石川県栄養士会事務局)に
人・物(支援物資等)・情報が集中

⇒ **ニーズ把握**・**調達**・**調整**が重要



人

- ・ 派遣希望(地区・人数)
- ・ 派遣可能な栄養士
- ・ JDA-DAT号の稼働

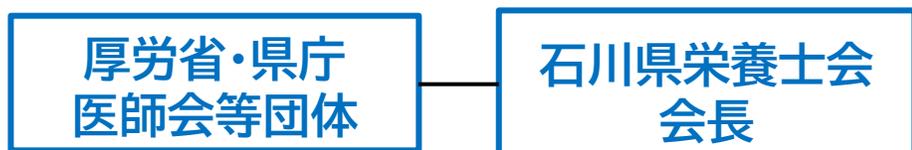
物

- ・ 依頼状況
- ・ ニーズのある物資か
- ・ 使いやすい物資か
- ・ 賞味期限、保存方法
- ・ 倉庫のキャパシティ

情報

- ・ 判断が必要なものか
- ・ 誰と共有が必要か
- ・ 支援活動の発信
- ・ 会員への発信
- ・ メディア対応

①事務局担当理事の配置

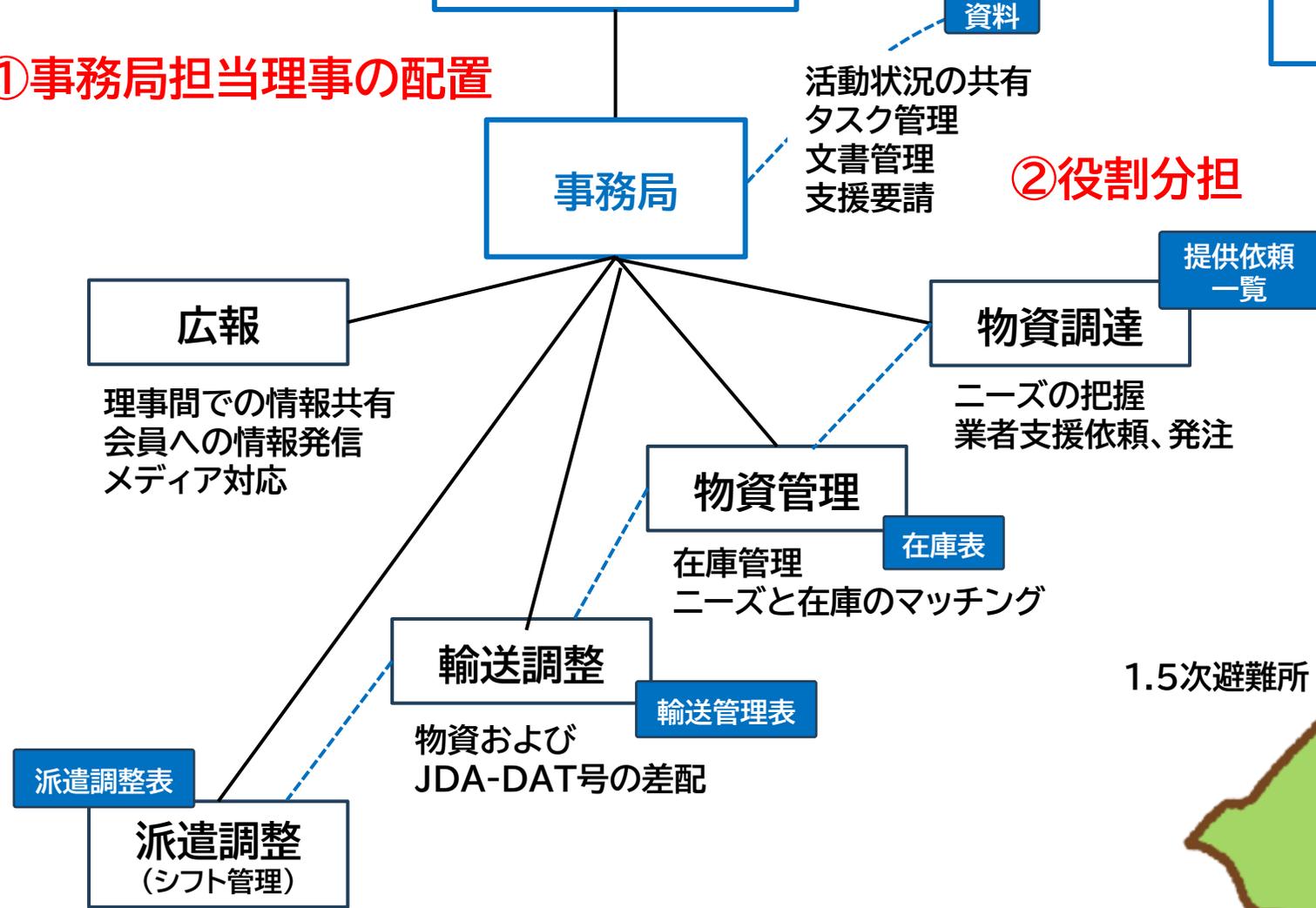


③クラウド上で 共有・管理



活動状況の共有
タスク管理
文書管理
支援要請

②役割分担



1.5次避難所(一時待機ステーション)での食支援

1月8日

いしかわ総合スポーツセンター内に**1.5次避難所**が開設
(入所対象:高齢者や障がいのある方、妊婦、乳児など特に配慮が必要な方)

1月10日

1.5次避難所内に**一時待機ステーション**が新たに設置
(老健相当120床、特養相当40床)

- 一時待機ステーション入所者に対し、**食事提供**や**栄養評価**を実施



1.5次避難所(一時待機ステーション)での食支援

| 食 事 箋 | |
|-------|----|
| 姓 | 名 |
| 氏名 | 住所 |
| 〒 | 市 |
| 区 | 町 |
| 番 | 号 |
| 〒 | 市 |
| 区 | 町 |
| 番 | 号 |
| 〒 | 市 |
| 区 | 町 |
| 番 | 号 |
| 〒 | 市 |
| 区 | 町 |
| 番 | 号 |

| | |
|-------|-----------|
| サ R7左 | 2 |
| 石川 花子 | 様 |
| コード 3 | 薬:有・無 |
| 性別: | |
| 年齢: | 2月2H(H) 夕 |

- DMAT医師の指示のもと食事を提供
- 指示は紙の食事箋を用い、食数管理はMicrosoft Excel を使用
- 入所者個々に食札を発行
- 嚥下調整食コードJ、2、3、4および常食を提供
- 水道、排水、加熱機器はなく、電源も十分ではないため調理はできない環境
⇒ DMATと協議し、食中毒予防の観点から通常の調理作業はしない方針とした
食事は**レトルト食品**や**配食サービス**を利用
- ピーク時は1日約425食を提供



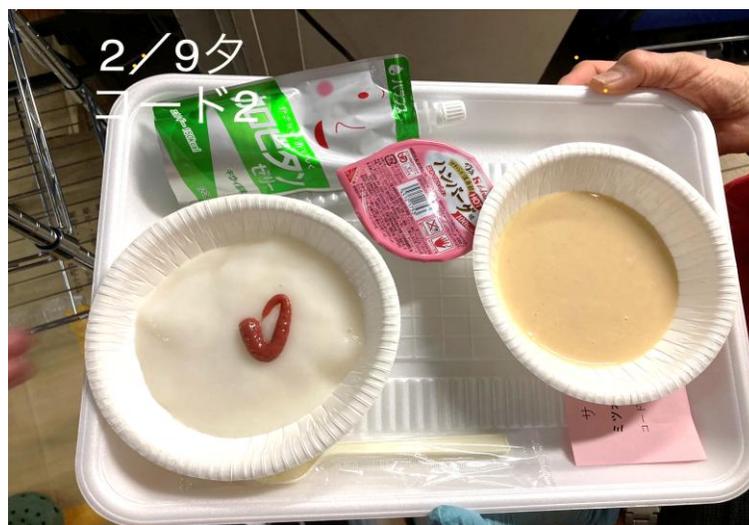
1.5次避難所(一時待機ステーション)での食支援



1.5次避難所(一時待機ステーション)での食支援



1.5次避難所(一時待機ステーション)での食支援



食物アレルギー対応

- アレルギーをもつ避難者(ご家族)

医療機関や市町に対し、アレルギー対応食品の入手について相談

- 石川県栄養士会

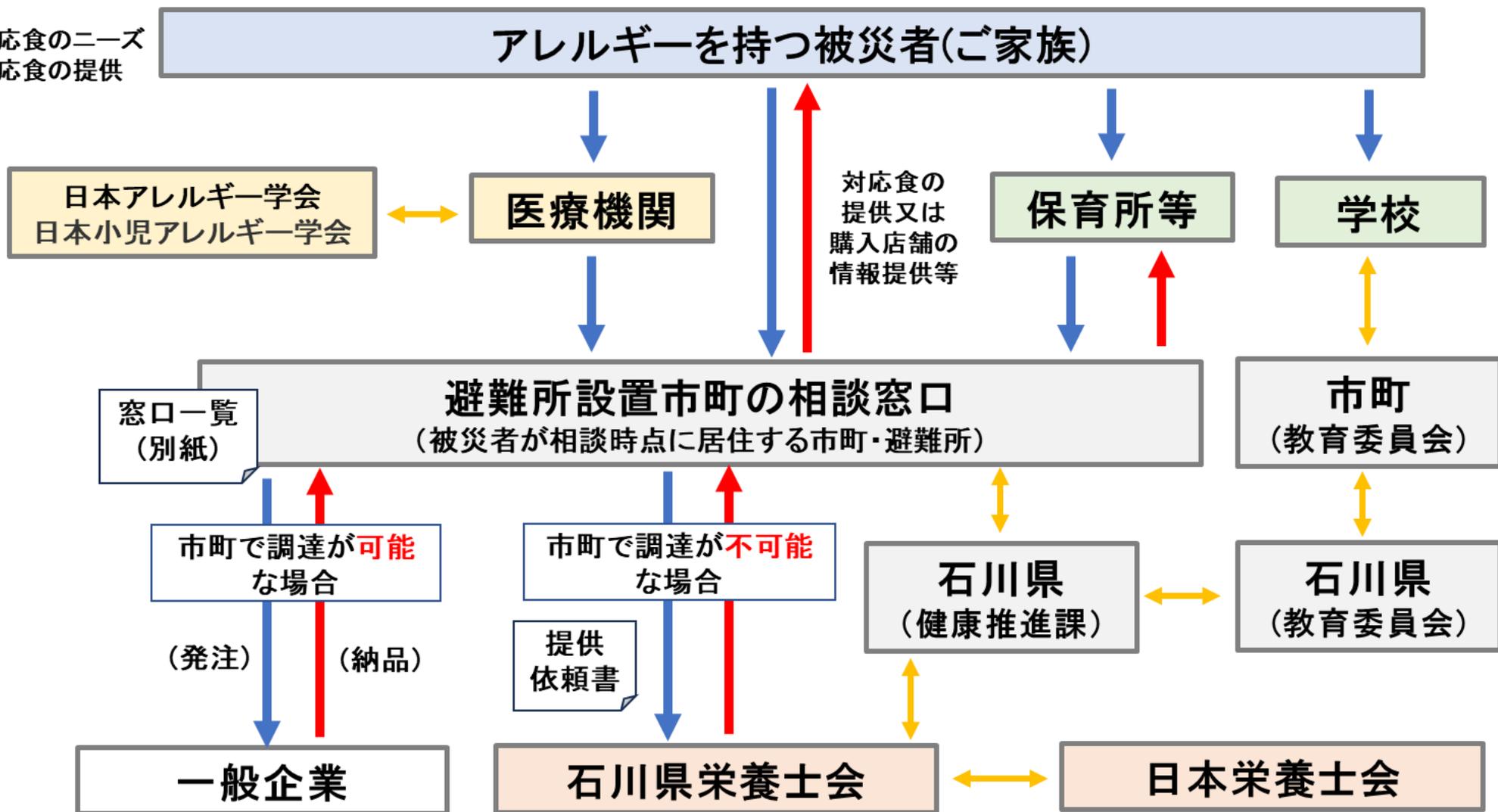
アレルギーをもつ避難者(ご家族)に対し、避難所の種類や地域を問わず支援を行う方針

→ 特殊栄養食品提供依頼書に基づいて物資を調達し、依頼元の医療機関等へ届けることができる

多くの医療機関や市町にもこの取り組みを拡大して、
アレルギーを持つ避難者(ご家族)への支援を広げたい

関係機関と協議の上、災害時におけるアレルギー対応食品提供の流れを定めた

- アレルギー対応食のニーズ
- アレルギー対応食の提供
- ⇄ 情報共有



- アレルギー対応食品の対応範囲は石川県全域とし避難所の種類を問わない
- ただし、2次避難所での食事(アレルギー食含む)の提供については、受入市町の判断に委ねられており、自己調達が可能の場合等においては、市町から購入店舗(アレルギー対応食)の情報提供を行う等の対応となる場合がある
- 医療機関から県栄にアレルギー提供食品の提供依頼書を発行し、県栄から医療機関へアレルギー対応食品の提供は可である

能登北部の食支援

1月6日～

行政、医療機関等へ特殊栄養食品の提供を開始

2月3日～

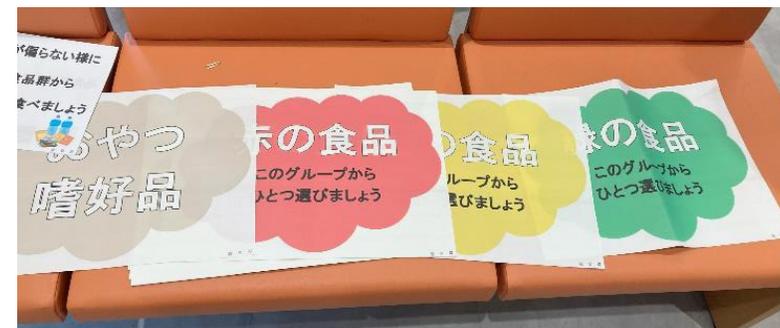
奥能登4市町への支援活動を開始

(例) 2月10日 能登町での支援活動

メンバー：石川県栄 会員2名、JDA-DATリーダー4名

支援先：能登町避難所 3チーム×3か所程度

活動内容：避難所での栄養・食生活の状況把握、
啓発ポスターの掲示、栄養相談、
食品衛生管理状況の確認



結果・考察

延べ 県外718名(28都道府県)、県内1,046名、計1,764名が支援

① 事務局体制

役割を分担し、役割に応じた**担当理事の配置**が重要であった

② 1.5次避難所(一時待機ステーション)での食支援

衛生的な調理・配膳が困難な環境下での食事提供は**レトルト食品、配食サービスの利用**が有用であった

顔の見える関係性にあったフリーランスが主体となったため運営体制が維持できた

③ 食物アレルギー対応

医療機関・行政・学会・栄養士会等が連携し、食物アレルギー対応食品提供**手順の「見える化」**をすることにより円滑に提供ができた

④ 能登北部の食支援

栄養士会と行政栄養士の**顔の見える関係性**が円滑な支援に重要であった